

# 提 言 書

平成24年8月

北海道東北地方知事会



## 北海道東北地方知事会構成員

北海道知事 高橋 はるみ

青森県知事 三村 申吾

岩手県知事 達増 拓也

宮城県知事 村井 嘉浩

秋田県知事 佐竹 敬久

山形県知事 吉村 美栄子

福島県知事 佐藤 雄平

新潟県知事 泉田 裕彦



## 目 次

1. 地方の財源確保について	1
2. 農業者が意欲と希望を持って営農に従事できる 施策の充実・強化について	4
3. 国産材活用への支援制度の創設について	6
4. 円高の是正とデフレ経済からの脱却について	7
5. 製造業の競争力強化、中小企業の新分野進出に対する 支援の強化及び地域イノベーションの創出の促進について	8
6. 地域雇用対策について	10
7. 水資源の保全に向けた関係法令の整備や財政支援制度の拡充について	12
8. 地域の裁量で地域の公共交通ネットワークの 構築ができる仕組みの導入について	13
9. 整備新幹線（北海道新幹線）の建設促進について	14
10. 並行在来線への支援措置について	15
11. 地方航空路線の維持・拡充について	17
12. 除雪事業の体制強化について	19
13. 地域医療の確保について	21
14. 未婚化・晩婚化対策の実施について	24
15. 地方の公立大学や国立大学の安定的な運営の維持について	25
16. MV-22オスプレイの配備及び飛行訓練について	26



# 1. 地方の財源確保について

地方財政の構造的な財源不足は、地方公共団体からの度重なる要請にもかかわらず、解消されないまま今日に至っています。

平成24年度の地方財政計画では、地方交付税は増額されたものの、一般財源総額は国の中期財政フレームに基づき前年度と同水準に抑えられています。

また、臨時財政対策債は依然として高い水準となっており、地方公共団体は借金を前提とした財政運営を余儀なくされ、さらなる財政構造の硬直化も懸念されています。

多くの地方公共団体は財源不足の状況にあっても、持続可能な財政運営を行うため事務事業の見直しや人件費の抑制等に取り組み懸命の努力を続けてきましたが、歳出削減努力はもはや限界にあります。

地方公共団体が今後も一層の行財政改革等の取組により収支均衡を図る最大限の努力を行う一方で、地方交付税も含めた地方一般財源総額の確保・拡充や偏在性の少ない安定性を備えた地方税体系の構築等による地方の財源確保を早急に実現する必要があります。

## 1. 地方税財源の充実強化

### (1) 地方一般財源総額の確保・拡充と地方財政計画の適正化

地方の恒常的な財源不足を解消し、持続的かつ安定的な財政運営を可能とするため、地方交付税も含めた地方一般財源総額の確保・拡充を図ること。

また、地方財政計画において生じる財源不足の解消に当たっては、地方財政の健全性を確保するため、多額の臨時財政対策債の発行によるのではなく、地方交付税法第6条の3第2項の規定により国税5税の法定率を引き上げて対処すること。

地方財政計画の策定に当たっては実態に即した税収を的確に見込むとともに、歳出においても、社会保障関係費のみならず、投資単独事業等の地

方の財政需要を適切に反映させること。

なお、東日本大震災に関する復旧・復興事業費及びその財源については、地方財政計画において引き続き通常収支とは別枠で整理した上で、必要となる財源を確実に措置すること。また、避難者を受け入れている自治体の受入れに係る経費についても特別交付税等により適切に所要額を措置すること。

## (2) 地方税体系の充実・強化

今後確実に増嵩が見込まれる医療・福祉等の社会保障や教育、警察といった住民生活に必須の行政サービスを安定的に提供していくためには、安定的な税収の確保が必要であり、地域間の財政力格差に留意し、偏在性が少なく安定性を備えた地方税体系を早期に構築すること。

## 2. 地域自主戦略交付金の必要額の確保及び自由度の向上

地域自主戦略交付金について、地方公共団体が事業を着実に実施できるように、必要額を確保すること。

また、制度創設の趣旨を十分に踏まえ、事業要件の緩和や対象事業の拡大等により一層地方の自由裁量を拡大するとともに、事務の簡素・合理化を図ること。

## 3. 経済危機対策等により創設した各種基金事業の見直し

基金事業の中には、長期的・継続的な取組が必要な事業もあることから、事業の実態に応じて期間の延長や基金の積み増しを行うこと。

また、地域の実情に応じて柔軟な対応が可能となるよう、要件の緩和を行うこと。

さらに、事業期間が終了した場合においても地方公共団体が継続して事業を実施できるよう、早急に関係法令等の整備を図るとともに、事業に伴う十分な財源措置を講ずること。

## 4. 国と地方の協議の場の実効性ある運営等

地方負担の生じる制度改正等、地方に密接に関連する制度改革については、



法制化された「国と地方の協議の場」を十分に活用して地方の意見を適切に反映させるとともに、一方的に地方への財政負担や事務負担を生じさせないよう配慮すること。

また、国と地方の税財源の配分のあり方の検討等に当たっては、地方のこれまでの行財政改革を十分尊重し、国の財政改革のみを優先した一方的な決定は行わないこと。

## 2. 農業者が意欲と希望を持って営農に従事できる 施策の充実・強化について

北海道・東北地方は、米の需給調整の必要性を理解し、生産数量目標の達成に努めるとともに、麦・大豆等の生産振興などにより食料自給率の向上を図り、今後とも、国民への食料の安定供給に最大限貢献していく考えであります。

平成23年度から本格実施されている農業者戸別所得補償制度は、経営安定に対し一定のセーフティーネット機能を有しているものの、米の需給調整については、依然として過剰作付の解消には至っておりません。

一方、平成23年産米の品薄感から、ミニマムアクセスにより輸入された外国産米や、政府備蓄米が主食用として注目され、市場での流通量の増加により、米の需給調整の実効性に影響を及ぼす懸念があります。

また、地域農業の担い手として、農業経営基盤強化促進法に基づく支援対象とされてきた認定農業者は、今後も地域農業を牽引していくことが期待されており、更なる規模拡大や経営の多角化に早急に取り組む必要が生じています。

つきましては、当地方の農業者が、将来にわたり意欲と希望を持って営農に従事できるよう、次のとおり提言します。

### 1. 農業者戸別所得補償制度の充実・強化と米の需給調整の的確な実施について

(1) 農業者戸別所得補償制度については、地域の実情に即した戦略作物の生産性向上への取組や、畑地で生産される作物を含めた地域振興作物の生産を支援する産地資金を充実するなど、より地域の裁量が発揮できる制度に改善した上で、安定した財源を確保するとともに、法制化を含めて恒久的な制度とすること。

(2) 平成25年産米の生産数量目標の配分等に当たっては、需要実績を基本に、これまでの配分実績について配慮するとともに、東日本大震災の被災県が不利とならない算定方法とすること。

(3) ミニマムアクセス米及び政府備蓄米については、主食用米の国内需給に影響を与えない対策を講ずること。

## 2. 認定農業者等に対する支援施策の充実・強化について

(1) 新たな施策として、策定と実践を推進している「人・農地プラン（地域農業マスタープラン）」・「経営再開マスタープラン」で地域の中心となる経営体に位置づけられた認定農業者は、更なる規模拡大や経営の多角化に早急に取り組む必要があることから、当該認定農業者を対象とした機械・施設等の整備への支援策を講ずること。

(2) 新規就農者を対象とする青年就農給付金及び就農支援資金の財源確保など新規就農の定着に向けた支援策を充実・強化すること。

### 3. 国産材活用への支援制度の創設について

平成21年12月に国が公表した「森林・林業再生プラン」に基づき、10年後の木材自給率50%達成に向けた木材利用の拡大等に取り組むことが喫緊の課題となっています。

また、東日本大震災による住宅の全半壊は、青森県、岩手県、宮城県、福島県の4県を合せると約34万4千戸にのぼり、今後、被災した住宅等の速やかな復旧が求められています。

これらのことから、北海道・東北各県の恵まれた森林資源を活用し、森林・林業再生プランの実現と震災からの早期復興を促進するとともに、森林整備の促進と木材産業の振興及びその波及効果による地域経済の活性化を図るため、国産材による住宅等の建築を促進させる「国産材活用助成」制度を創設することを提言します。

1. 一定量以上の国産材を使用して住宅や事業所、農林漁業用倉庫等を建築した施主及び施工業者を対象とする「国産材活用助成」制度を創設すること。

## 4. 円高の是正とデフレ経済からの脱却について

我が国経済は、個人消費や設備投資で持ち直しの動きが見られるなど、緩やかに持ち直してきていますが、円高やデフレのほか、海外経済の不透明感などから、先行きへの不安が根強い状況にあります。

円高については、購買力平価から見ても、依然として高い水準にあり、このまま我が国経済の実力を超える円高が解消されなければ、生産拠点の海外移転を加速させ、国内産業の空洞化と国内雇用の喪失を進め、東日本大震災からの復興を目指す地域経済にも計り知れない打撃を与えることが懸念されています。

また、我が国は、依然としてGDPデフレーターがマイナスのデフレ経済下にあり、一部、資源・エネルギー等の価格は上昇していますが、こうしたコストプッシュ型の物価上昇でなく、企業の売上や労働者の給与の向上、資産価値の上昇など、購買力が向上する形でデフレ脱却することが重要です。

政府・日銀においては、円高の影響による産業空洞化対策及び雇用対策を拡充する一方、一刻も早い円高是正とデフレ脱却に向けて、適時適正な為替介入の実施や金融緩和政策の強化を行うとともに、所得や資産価格を含めた経済全体の価格変動を表すGDPデフレーターをプラスとする、本来あるべきインフレーションターゲットを導入し、日銀の国債引受等によりの確な規模で短期的に政府支出を拡大するなど、断固たるマクロ金融・経済政策を早期に講ずるよう、強く求めます。

## 5. 製造業の競争力強化、中小企業の新分野進出に対する 支援の強化及び地域イノベーションの創出の促進について

長引く円高等による大手半導体企業の会社更生法の適用や、大手電子デバイス企業の工場再編など、国内の電子産業を支えてきた各社の動きは、当該企業・当該分野の問題だけにとどまらず、国内産業が危機に瀕している状況を示すものであり、地域経済への影響は計り知れません。

北海道・東北各県では、電子機器・部品産業の維持・強化とともに、これまで蓄積してきた技術力等地域のポテンシャルを活用しながら、今後の高い成長が見込まれる次世代自動車や新エネルギー関連産業、ヘルスケア産業等への参入に向け取り組み、さらには農商工連携による農業分野への展開も図っているところです。

地域の中小企業にとっては、業種転換、新規分野への参入は資金面をはじめ大きなリスクを伴います。成長産業への参入を進め、国内産業構造の改革を推進して、国内における新たな市場の創出、成長著しいアジア等の海外市場の獲得を実現するためには、国における大胆な支援措置が必要です。融資制度のほか、技術者の養成や新技術の開発、事業化に関わるマーケティング等、総合的な支援に対する企業ニーズがあります。

とりわけ、地域の中小企業が成長産業へ参入するためには、国際競争に打ち勝つコアコンピタンスの構築が重要であり、新技術・新製品が継続的に創出されるよう、産学官の連携をはじめ、研究開発への助成など支援制度の拡充・強化が必要です。

### 1. 製造業の競争力強化について

電子機器・部品産業を含め、日本経済・地域経済を支えてきた製造業の縮小により国内産業の空洞化が危惧されていることから、円高対策をはじめ、法人税の引き下げや規制緩和など、企業の構造改革を促し、国際競争力を維持・強化するための施策の拡充を図ること。

## 2. 中小企業の新分野進出に対する支援の強化について

国内産業構造の改革に向け、今後、高い成長が見込まれる次世代自動車や新エネルギー関連産業分野、さらには先端技術を活用した農工連携産業分野等において地域の中小企業の参入を促進するため、人材育成、研究開発から事業化に関する支援制度の強化を図ること。

## 3. 地域イノベーションの創出の促進について

地域産業の振興を図るため、地域の特性を活かしたイノベーションの創出を支援する「地域イノベーション戦略支援プログラム」の拡充など、北海道・東北地域において新事業・新産業が持続的に創出される環境を整備すること。

## 6. 地域雇用対策について

雇用情勢は、全国的に有効求人倍率が上向くなど、一部に持ち直しの動きがみられるものの、北海道・東北地域においては、東日本大震災や円高等の影響もあり、完全失業率や有効求人倍率が全国平均よりも依然として悪い地域や、有効求人数が高水準にあるものの有効求職者数も依然として高水準に留まったままの地域もあります。

このため、復興過程にある地域の雇用情勢や被災求職者等の就労の実情を踏まえた雇用対策の実施とそれに伴う財源措置が必要です。

### 1. 緊急雇用創出事業の対象となる失業者の要件緩和と事業の継続実施等について

(1) 依然として厳しい雇用情勢は、東日本大震災の影響のほか、円高やデフレ等、震災以前からの要因によるところが大きく、また、震災に伴う間接的な被害も長期化している。

このため、「震災等緊急雇用対応事業」について、震災前からの失業者や緊急雇用創出事業で就労したものの安定した就労につながらなかった求職者を対象とするなどの要件緩和を図った上で、平成25年度以降も継続実施し、それに伴う追加交付を行うこと。

(2) 「雇用復興推進事業」のうち、「事業復興型雇用創出事業」は、復旧復興を進める上で有効な制度であるので、事業実施期間及び対象者などの要件緩和を図ること。

### 2. 緊急雇用創出事業の対象地域の拡充等について

北海道・東北地域においては、震災の間接的な被害等により依然として雇用情勢が厳しい地域があることから、「雇用復興推進事業」について、災害救助法適用地域のみならず雇用機会の不足している地域を対象とするなど、対象地域の拡充と、それに伴う追加交付を行うこと。



### 3. 地域が主体となった新たな雇用創出支援制度の創設について

地域の創意工夫を活かしながら復興の加速化や雇用情勢の厳しい地域の雇用確保を進められるよう、地域が主体となった新たな雇用創出の取組を支援する制度創設を行うこと。

## 7. 水資源の保全に向けた関係法令の整備や 財政支援制度の拡充について

水資源とそれを涵養<sup>かん</sup>する森林は、国民のかけがえのない貴重な財産であり、未来に向けてしっかりと保全し、引き継いでいかなければならないものです。

近年、北海道などにおいて、海外資本による大規模な森林の取得が進んでおり、一部に利用目的が明らかでないものが含まれているところではありますが、これらの森林や水源地周辺には多くの民有地があり、国民にとって重要な土地と水源が行政の関与がないまま売買される懸念があります。

このような状況を踏まえ、水資源の保全や国民の安全・安心な暮らしの確保に向けて、水資源を保全するための関係法令の整備や、財政支援制度の拡充について、次のとおり提言します。

1. 水資源の保全に係る基本的考え方や地下水の法的位置付け、さらには各地方公共団体が水資源の確保の取組を強化できるような根拠などを定める基本法の制定や一般的な地下水の利用の規制など、水資源の保全に向けた関係法令の整備を行うこと。
2. 水源周辺の適正な土地利用が図られるよう、国土利用計画法に規定する監視区域等の指定について、水資源の保全等の観点から、地域の実情に応じて知事が定めることができるようにするなど、関係法令の整備を行うこと。
3. 水資源の保全を図るために行う水源周辺の土地取得について、過疎対策事業債の対象事業の拡大など、財政支援措置を拡充すること。
4. 安全・安心な暮らしを確保する危機管理の観点から、国の安全保障の視点で「重要な国土の区域」を規定し、海外資本等による安全保障上重要な施設周辺等の土地の取得・利用の規制に係る関係法令の整備を図ること。

## 8. 地域の裁量で地域の公共交通ネットワークの構築ができる仕組みの導入について

過疎化、少子・高齢化の進む中山間地域や離島を抱え、豪雪地帯も含まれる北海道・東北地域において、公共交通は将来的にも住民生活に必要不可欠なものであり、住民の安全・安心の観点からも重要であります。しかしながら、これまでは、公共交通の衰退が自家用車への依存を高め、更なる路線廃止等に拍車をかける悪循環を生じさせています。

一方で、公共交通関連予算の多くは、国の縦割りの中で予め使途が定められ、地域の選択の自由度は非常に狭いものとなっています。

国会で審議中の交通基本法案では「移動権」が明記されない上、上位計画に基づく予算配分が予定されており、従前どおりの国の縦割り温存が懸念されます。

公共交通の維持は、地域にとって大きな課題であり、地域を良く知る地域自らの優先度に基づき、地域の実情に即した交通体系を構築・維持するため、事業採択や優先順位付けを地域主体で行えるよう提言します。

### 1. 地域への権限・財源の移譲

交通行政について国と地方の役割分担を明確化した上で、地域が主体となって地域の公共交通ネットワークを構築・維持するための権限・財源を移譲すること。

### 2. 当面の措置としての財源措置

当面の措置として、地域の生活交通の維持・確保に向け、十分な公的支援が講じられるよう、地方交付税の拡充や一括交付金による財源措置を行うこと。

## 9. 整備新幹線（北海道新幹線）の建設促進について

整備新幹線は、我が国の高速交通体系の骨格を形成する上で極めて重要な国家的プロジェクトであり、北海道・東北が、その個性を生かし、魅力と活力あふれる地域社会を創り上げ、二十一世紀の我が国の発展に大きく貢献していくために、欠かすことのできない社会資本です。

また、我が国においては、この度の東日本大震災からの一日も早い復旧・復興、災害に強い国土づくりが最重点課題であり、日本経済の再生と国全体の活性化を図るためにも、整備新幹線の一層の推進が必要です。

このような中、北海道新幹線は、災害に強い国土の形成や東北地方と北海道の相互連携・交流の発展に必要不可欠であり、その整備促進が急務であることから、全線の早期完成を図るため、次の事項について配慮することを強く求めるものです。

### 1. 新青森・新函館（仮称）間の早期開業及び札幌までの整備促進

### 2. 青函共用走行問題の早期解決

青函共用走行区間の時速200km以上での高速走行実現に向けた具体的な対処方策と実現時期の早期提示による問題解決を図ること。

また、青函共用走行区間の高速走行実現のための新たな方策によって必要となる経費について、地方負担を求めないこと。

### 3. 建設財源の確保及び地方負担に対する財源措置の拡充

整備新幹線の工事費の縮減に努めるほか、地方財政の厳しい状況に鑑み、工事費の増嵩を含む整備新幹線の整備に伴う建設財源の確保及び地方負担に対する財源措置の更なる拡充を図ること。

## 10. 並行在来線への支援措置について

整備新幹線の開業に伴い J R 各社から経営分離される並行在来線区間は、地域住民の日常生活に欠かすことのできない貴重な生活の足として極めて重要な役割を担っています。

しかしながら、現在既に関業している各並行在来線区間は、開業時に J R からの鉄道資産の購入や新たに必要となる施設整備等の初期投資に多額の地元負担が生じた上、収益性の低い区間であることなどから極めて厳しい経営状況にあり、地方公共団体の財政状況が厳しい中、今後の鉄道の維持存続が強く危惧されます。

同様に、今後開業予定の並行在来線区間についても、多額の初期投資や収益性の低さなどから厳しい経営環境におかれることが想定されます。

一方で、本地域の並行在来線区間は、単に限られた地域住民の足としてのみ利用されているものではなく、国の物流政策や大規模災害時における物資輸送のリスク分散の観点から、極めて重要な貨物鉄道の広域ネットワークの一部を担っています。

こうした実態を踏まえ、鉄道・運輸機構の特例業務勘定の利益剰余金を活用した貨物調整金制度の拡充が実現されたことは、並行在来線の安定経営に向けて前進したものと認識しています。

しかしながら、貨物列車が運行されていない区間は当該制度の効果はなく、貨物列車が運行されている区間にあっても、制度拡充後における並行在来線の運営にあたっては、旅客専用の施設・車両等に対する多額の負担が見込まれるなど、更なる経営の安定に向けた仕組みづくりが必要です。

「整備新幹線問題検討会議」等が明確な検討項目として掲げている並行在来線の支援等のうち貨物調整金制度が拡充されましたが、並行在来線が J R 各社からの経営分離後も、将来にわたり安定的な経営を維持できるよう、未だ方向性が示されていない諸課題について、引き続き新たな仕組みを構築するよう、次の措置を早急に講じられるよう提言します。

1. 並行在来線存続のため、地方負担の軽減等について、新幹線貸付料は並行在来線の赤字解消分も含まれていることを踏まえ、J R貸付料の活用など、幅広い観点からの財源確保の方策を検討し、新たな仕組みを早急に講ずること。
2. 並行在来線維持のための地元負担に係る助成措置を講ずること。(運営費助成・交付税措置等)
3. 鉄道資産取得等の初期投資等に対する助成措置を講ずること。(起債に対する交付税措置等)
4. J Rから譲渡される鉄道資産については、無償譲渡、若しくは収益性に基づいた価格設定がされるよう、ルール化すること。

## 11. 地方航空路線の維持・拡充について

国は、首都圏の交通利便性を向上させ、ビジネス・観光両面における国際的競争力を大幅に強化するため、羽田空港における新国際線地区の拡充など、首都圏空港機能の拡充・強化に向けた取組を進めています。

一方、地方航空路線を取り巻く状況は、路線の見直しや使用機材の小型化が進められるなど、厳しさを増しています。

地方航空路線は、観光振興を始め、企業誘致、ビジネス利用、地域間交流などを推進する上で重要な公共交通機関として定着しているほか、地域経済の活性化や国際化を図る上で不可欠な存在であります。

特に、東日本大震災においては、鉄道や高速道路等が使用できなくなった際の代替交通機関として、さらには、国内外からの支援要員や物資の輸送拠点として十分な機能を発揮し、今後の復興を図る上でも重要な役割を果たすことが期待されています。

そのため、地方においては、利用拡大に向けた様々な対策を実施しておりますが、地方自治体の取組だけでは限界があることから、国が主体となった路線維持対策が求められています。

このような状況を踏まえ、今後も地方における空港の重要性を認識いただくとともに、航空ネットワークを維持し地域振興を図っていくため以下のことを提言します。

1. 航空会社が経営効率による判断から路線の休止・減便等を行う場合には、国への届出前に国を交えて空港の設置管理者や地元自治体等と協議を行う制度を設けること。

また、国は、地方航空路線の維持・拡充を図るため、航空会社に対する運航費の補助を行うなど、必要な対策を講ずること。

2. 空港整備勘定について、十分な除雪体制や消防力の確保等、航空機の定時

性や安全性の向上に資する空港の運営経費や、路線維持・利用促進等のソフト事業に活用できるよう使途の拡大を図ること。

3. 今年度末にも予定される羽田空港の国内線の発着枠の拡大に際しては、国内地方路線に十分な配分がなされるよう配慮すること。



## 12. 除雪事業の体制強化について

北海道・東北地方は、道県土の大部分を積雪寒冷特別地域が占めており、雪への対応のため生活全般にわたり様々なハンディキャップを抱えている中、地域住民が安全で安心できる生活環境を確保する必要があります。

特に、平成22年度、平成23年度には、北海道・東北地方の広範囲にわたって2年連続の記録的な豪雪となり、高速道路や幹線道路等の通行止めにより多くの車輛が立ち往生するなど、住民生活に大きな影響を与える事態が発生しました。

一方、道路除雪費については、「積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法」により、国の補助割合が規定されておりますが、近年、国費が十分に補助されない状況が続き、地方自治体の厳しい財政運営の中、単独費の持ち出しが非常に大きな負担となっております。

また、除雪事業は、多くが民間事業者への委託により実施されておりますが、近年の建設業界を取り巻く厳しい環境の下で、民間事業者の経営体力が低下してきており、除雪オペレーターの雇用継続や機械の保有及び更新が過大な負担となっております。

さらに、除雪オペレーターの高齢化等による担い手不足も顕在化していることから、除雪事業からの撤退を余儀なくされる民間事業者も出てきています。

加えて、民間保有の除雪機械が年々減少していることから、道県の保有機械増強は、財政上大きな負担となっております。

これらの状況をふまえ、豪雪地帯における持続可能な除雪体制を確保するために、次のとおり提言します。

1. 「積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法」を遵守し、道県の道路除雪費に対し、国に課せられている補助額を確保するとともに、国庫補助事業における除排雪事業の対象路線を拡大すること。

2. 安定的、持続的な除雪体制を維持するため、民間事業者の除雪オペレーターの

人材育成に関する制度や、民間事業者の機械の保有及び更新を支援する制度を創設すること。

3. 道県が保有する除雪機械の増強に要する国庫補助予算の確保に向けて、必要な財源措置を講ずること。

## 13. 地域医療の確保について

保健医療サービスに対する需要の拡大や多様化、医療技術の高度化、更には、介護保険制度の導入を背景として、医師、看護師等の保健医療サービス従事者の育成、確保が求められている中で、平成24年度の診療報酬改定は、救急・周産期医療の充実や病院勤務医の負担軽減に一定の配慮がなされたものとなっておりますが、地方の病院における医師確保、救急・周産期医療の窮状は、経営に伴う収入の増加のみで解決できる状況にはなく、診療報酬と医療政策の両面から総合的に対策を講ずる必要があります。

つきましては、採算の面から民間による提供が困難な救急医療、へき地医療を担うなど、地域医療の確保に重要な役割を果たしている公立病院等の運営に対する地方財政措置の更なる拡充等を図るとともに、保健医療サービス提供の根幹を担う人材の育成支援や総合的な医療政策の推進のため、次のとおり提言します。

### 1. 公立病院等の運営に対する地方財政措置の拡充等

公立病院等の運営に配慮し、更なる地方財政措置の拡充を行うとともに、診療報酬の改定においては、公立病院等の運営について更なる評価の充実を図ること。

### 2. 「新医師確保総合対策」等に係る大学医学部の養成数増の恒久化及び規制緩和

地域の医療を確保するためには医師の絶対数を増やすことが必要であることから、「新医師確保総合対策」等により増員された大学医学部における医師養成数を恒久的な措置とすること。

また、国の「今後の医学部入学定員の在り方等に関する検討会」では、既設医学部の入学定員の増と医学部の新設の議論がなされており、これを踏まえた規制緩和など、医師不足道県に配慮した具体的な対策を講ずること。

さらに、こうした医師養成数の増に伴う施設整備や指導教員の増に対する財政支援の拡充を図ること。

### 3. 地域で設定する奨学金制度に対する財政支援の拡充

地域で設定する奨学金制度に対する財政支援を更に拡充すること。

### 4. 医師の地域偏在解消に向けた実効性ある対策

地域における勤務医不足を解消するために、臨床研修後に医師不足地域での診療を経験させるなど、医師の地域偏在の解消に向けた実効性のある対策を講ずること。

### 5. 特定診療科の医師不足の解消

診療科別の医師の不足数を明らかにし、その必要数を踏まえて、特に深刻な状況にある産婦人科・小児科等の特定診療科の医師不足を解消する施策を充実させること。

### 6. 総合医の制度化及び養成

地域医療を担う医師を育成する観点から、総合医の制度化及び養成について必要な措置を講ずること。

### 7. 臨床教育等における指導医の評価の充実

医師臨床研修の質の向上を図る観点から、診療報酬の加算など臨床教育等における指導医の評価を充実すること。

### 8. 医師不足道県に配慮した臨床研修制度の運用

臨床研修制度については、臨床研修希望者数と募集定員の乖離の解消を図り、都市部への研修医の集中が是正され、地方の医師不足の解消につながるような定員配分を行うなど、現行制度の課題等を検証の上、抜本的な見直しを行うこと。

## 9. 勤務医の就業環境の改善及び女性医師の離職防止・就業支援制度に対する財政支援の拡充

医療クレークの導入など、勤務医の就業環境の改善を図るとともに、女性医師の離職防止や就業支援を図る観点から、院内保育の夜間延長に要する経費等に対して更なる支援の拡充を行うこと。

## 10. 医師不足地域における外国人医師の活用

臨床修練制度について、地方の医師不足対策に活用できるよう、最大2年間とされている期間の更新を可能とするなどの弾力化を図るとともに、臨床修練外国医師が一定の日本語能力を有する場合は、臨床修練指導医の認定に必要な外国語要件を撤廃するなどの規制緩和を実施すること。

## 11. 国における看護教員養成講習会の開催

平成21年度をもって廃止された旧厚生労働省研修研究センターにおける「看護教育育成講習会」（看護師・保健師・助産師養成所教員専攻及び幹部看護教員養成課程）を国の責任において実施すること。

## 12. 地域医療基本法（仮称）の制定による政策の推進

国民的合意に基づいた医療に係る基本理念・方針のもと、地方の意見も反映した総合的、体系的な「地域医療基本法（仮称）」を制定し、国・地方の役割分担や民間との連携による地域医療の確保に取り組むとともに、地域医療の確保に要する予算の確保を図ること。

## 14. 未婚化・晩婚化対策の実施について

少子化の進行は、地域の過疎化、高齢化の進行による地域活力の低下や労働力人口の減少に伴う経済成長の低下など、将来の社会経済に深刻な影響を及ぼすことが懸念されます。

このため、少子化の大きな要因である未婚化・晩婚化の対策は、喫緊かつ重大な課題となっております。

今般、厚生労働省から発表された「人口動態統計（概数）」によれば、婚姻率は5.2で前年を0.3ポイント下回り、平成21年以降減少し続けているほか、平均初婚年齢は過去最高を記録し、第1子出産時の母親の平均年齢も初めて30歳を超えるなど、晩婚化、晩産化が一層進んでいることが明らかとなりました。

このような状況を踏まえ、地方においては、創意工夫しながら結婚支援事業を行うなど、未婚化、晩婚化対策に取り組んでおりますが、国においても早急に取り組まされるよう、次のとおり提言します。

1. 個人の意思を尊重しつつ、政府が主体的に国民運動を展開し、結婚気運の醸成を図ることなどにより、未婚化・晩婚化対策に率先して取り組むこと。

## 15. 地方の公立大学や国立大学の 安定的な運営の維持について

地方の国公立大学は、それぞれの地域における高等教育機関の中核的な役割を担っているほか、医師の確保や産業の振興に大きな役割を果たしています。

地方の国公立大学が、引き続き有為な人材を育成するとともに、産業、芸術・文化、医療など多様な分野において地域に貢献し、知の拠点としての役割を担っていくためには、財政面での支援が必要です。

公立大学の運営経費については、地方交付税の基準財政需要額に算入されておりますが、安定的な運営を維持するには十分とは言えません。各公立大学においては、少人数教育等により教育の質の向上を図っており、また、授業料減免の申請者数が、東日本大震災等の影響により増加していることから、単位費用を増額する必要があります。

また、国立大学法人運営費交付金の配分に当たっては、地方の国立大学法人が安定的な運営を維持できるよう、配慮する必要があります。

1. 公立大学に対する地方交付税措置について、安定的な大学運営費用の確保のため、学生一人当たりにより要する経費（単位費用）を引き上げること。
2. 地方の国立大学法人に対する運営費交付金について、各大学が安定した財政基盤を将来にわたり維持できるよう措置すること。

## 16. MV-22オスプレイの配備及び飛行訓練について

日米安全保障条約など外交・防衛政策の重要性は、道県としても認識しており、それに協力する必要があると考えています。

そのような中で、6月29日、米国政府から日本政府に対し、海兵隊の垂直離着陸輸送機MV-22オスプレイの普天間飛行場への配備について通報があり、7月23日には米軍岩国基地へ陸揚げされました。

米国政府は、当該機の安全性に関して日本政府が有する懸念に鑑み、調査結果が日本政府に提供され、飛行運用の安全性が再確認されるまでの間、日本におけるいかなるMV-22オスプレイの飛行運用も控えるとのことであります。

しかし、オスプレイについては、本年4月にはモロッコでMV-22が、また6月には米国フロリダ州でCV-22が墜落し、関係自治体ではこうした事態を深く憂慮し、安全性について大きな懸念を抱いています。

政府からは、米側から提供された情報として、事故に関して機体に機械的な不具合や設計上の欠陥はなかったとの説明がありましたが、これで十分な説明がなされたとは言えず、関係する自治体や住民が懸念している安全性について未だ確認できていない現状においては、受け入れることはできません。

政府においては、MV-22オスプレイの安全性や事故原因の詳細な説明はもとより、準備飛行や飛行訓練等の具体的内容を明らかにし、飛行訓練による周辺住民への影響等について、責任を持って、関係自治体に詳細に説明するとともに、関係自治体の意向を十分尊重して対応するよう強く求めます。